

類型を異にする諸法体系の比較について

ヴラヂーミル・アレクサンドロウィチ・トゥマーノフ

直川 誠 蔵 訳

I

学問分科（分野）の一つとしての現代比較法学には二つの側面がある。第一の側面は、研究者が自分自身所属する国の法的諸制度・諸問題の研究をする際における比較方法の利用と関連している。この場合には、具体的な法律問題が多かれ少なかれ幅広い比較法的基礎の上に立って研究されるのである。通常、「徹視的比較」と呼ばれるこの側面は、かりに「狭義の比較法学」と名づけることができる。

第二の側面（「広義の比較法学」と呼ぶことにしよう）は、総体としての諸法体系のレベルでの、また個別法分野および基本的法制度のレベルでの外国（異国）法の自律的研究である（前者としてはたとえばルネ・ダヴィドの有名な著作『現代主要法体系』⁽¹⁾、後者としてはたとえばジュース・エールシの著書『比較民法』⁽²⁾がある）。このような巨視的比較の目的は、世界の法

律地図において何が生じつつあるか、現代の基本的な諸法体系がいかに発展しつつあるか、変化しつつある諸条件が種々の諸国家の民族的な法体系においていかに反映されているか等々についての問題に解答を与えることである。

広義の比較法学などと言うと、それは比較法学と外国法研究とを混同しているのではないだろうかとの疑問が生ずるかも知れない。この疑問に対しては反対質問によって答えなければならない。「しかし、これら二つの概念の厳密な区分はどの程度までなしうるだろうか、またそのような区分は何をもたらすであろうか」と。比較法学の意味と目的——それは外国（異国）法を参考にすることであるということは明白である。外国法は比較法の努力の主要な領域であり、また比較法のもつ著しい役割をささえる主要なファクターなのである。

外国法研究は比較法学への準備、その予備的段階にすぎないとの見解が比較法文献においてむしろ定説化している。この種の見解は、われわれの考えによれば、比較法学の目的がある特別な超民族的な「比較法」の創造に見出されていた時代にその源流を見出す。このようなアプローチのもとでは、比較法学は実際に外国法研究の上位に位置する第二段階とでもいったものとなり、自足的な操作に転じ、同時代的に存在する民族的な諸法体系に含まれる共通なものをカッコでくくり出すという仕事になる。しかしながら比較法学のこのような理解は今日では時代錯誤であり、これから派生する諸見解も同様に訂正を必要とする。

上述のことは、あらゆる外国法研究が比較法学であるとされうることでない。極端に地域研究的な次元での研究、すなわち、ある特定の一国のみをとり扱い、比較法的な一般化という目的を追求するのではない研究、も現にあるしまたありうる。しかしながら、このことは比較法的基礎にもとづく外国法研究の重要性をいささかもおとしめるものでないし、特に、今日地球上で民族的な法体系の数が一五〇の線をいちじるしく越え、二〇〇の上台に近づきつ

つあることを考えあわせればなおさらのことである。少なからぬ地域研究が不可避免的に顕著な対比的側面——何によりもまず、研究者自身の属する国の民族的法ナショナルとの対比——をそなえているということもまた肝要である。

II

理論的レベルでもまた応用的レベルでも、いわゆる「内的比較」(その客体は同一の社会的類型ソシアルタイプの法に属する諸法体系であるが)の範囲内での比較法学がいかに重要な意義を有しているにもせよ、現代において比較法学の意義、役割、発展傾向を規定する主要なファクターであるのは、やはり研究の客体を社会体制を異にする諸国の法にもつ「外的」比較もしくは「類型間」タイプ間比較である。まさにこの点に現代比較法学がこの学問分科の歴史的発展の過去の段階と区別されるその特殊性があるのである。

「外的比較」によって比較法学の社会的機能と目的についての新たな見直しが迫られているのであって、その理論的Ⅱ方法論的諸問題の多くについても同様である。類型間比較タイプ間比較の最も重要なアスペクトは民族的法体系ナショナル・レガリスム(一国の法体系)、主導的法部門および基本的法制度のそれぞれのレベルにおける社会主義法とブルジョア法との比較的分析である。

西側の比較法学の社会主義法への態度——それはすなわち類型間比較タイプ間比較に対する態度にはかならないが——には三つの立場をわかつことができる。

そのうち第一の立場——今世紀前半の終りまで支配的であったものであるが——にはソビエト法を何か注目に値しないものであるかのように取扱う、高慢な・輕蔑的な見方が支配的であった。稀な例外として挙げることできるのは、有名なフランスの比較法学者ランベールであるが、彼の指導のもとに初期のソビエト諸法典の翻訳が実現された

ものの彼の自国の法律学界は敵意をもってこれを迎えたのであった。⁽³⁾イギリスの比較法学界において古典的とみなされているガッタリッジの名著『比較法』において、社会体制を異にする諸国の法の比較の可能性についての問題提起すらなされず、ソビエト法が研究の枠外に置かれていたということは特徴的である。⁽⁴⁾その後の時期の若干の著作においても同様なアプローチに出会うことは残念である。

大いにおくればせながら西側の比較法学が社会主義法の存在を発見した一九五〇年代から六〇年代にかけて出現した第二の立場は、結局のところこの社会主義法において西側の法的モデル——何よりもまずローマン・ゲルマン法体系——との類似点が明らかにされる限りでのみ、それを比較的分析の客体として認めることができるとした。本質的に言ってこの立場は第一のそれとあまり変らない。実際のところ第二の立場の代表者達(R・ロディエール、F・ローソンその他)は、社会主義法を十分その資格を具備した、新しい法類型⁽⁵⁾として認めたがらなかったのである。彼らにとって、社会主義法は法のもう一つのモデルの変種として宣言しうる限りでのみ法なのであった。そのようなとらえ方それ自体によって類型間比較⁽⁶⁾という問題も影をひそめるのである。

しかしながら、今日では第三の立場が優勢であることを満足の念をもって確認することができるのであって、その代表者達(R・ダヴィド、M・アンセル、W・バトラーその他)は十分その資格をそなえた・独立した法的モデルとして——現代世界の法律地図における基本的な法的モデルの一つとして——社会主義法にアプローチする必要性について語っており、「基本的な哲学的、歴史的、社会学的および政治的諸前提の広範なコンテクストの中で」⁽⁵⁾社会主義法を研究することの重要性を強調し、比較的な研究および知識の体系においてまさに類型間比較⁽⁶⁾が果すべき使命をおびているところのその指導的役割を見てとっている。「外国法との比較が最も意義ある任務を負い、最も本質的成果をあ

げるのは、類似の諸体系が比較される時ではなく、反対に、その条件が根本的に相異なる法体系が比較される時なのである」⁽⁶⁾、と有名なフランスの比較法学者M・アンセルが西側諸国の法と社会主義法との比較について語るにあたって強調している。

ソビエト法律学の発展はその当初から外的な、あるいは類型間的な比較の利用と結びついていた。新しい法の創造のプロセスは、その新しい法が対置せしめられている旧法の知識と研究を不可避的に要求する。社会主義法の形成と発展もまたこの新しい社会的発展の法則性の刻印をしるされている。社会主義法は資本主義的諸関係の体系を反映する原理、制度、規範についての深い知識と研究にもとづいて自らの新しい原理、制度、規範をつくり出す。それは新しい法体系を創造することによって旧法と全体的に袂別し、歴史の行程で産み出された、法文化における価値あるもののすべてを摂取する。単一のプロセスのこれら両側面は、外的比較の広範な活用を必要とした。したがって、ソビエト法学は比較的近年、一九六〇年代に比較法学の研究に着手したとする西側学者の考えは誤っている。しかしながら、比較的方法を用いるにあたり、ソビエト科学がかかげた目的は、統一的な「超民族的な」法の創造という希望を抱いて、指導的ブルジョア諸国の民族的な諸法体系の中に類似性を探求することがその信条であった西側比較法学の目的と、原理的に異ったものであったこと、これは別の話である。

一九五〇年代から同六〇年代にかけて比較法学はソビエト法学においてその規模を本質的に拡大したこともまた疑いが無い。このことは、類型間比較に社会主義体制諸国の法の比較が加わったことと結びついている。平和共存原理の確立にもとづいて諸国家間の経済的、文化的、科学・技術的結びつきが拡大されたことも少なからぬ役割を果たした。ソビエト法学もまた、比較法学を国際的学術交流のための発展の重要な一形態であると見なしている。

III

類型間比較の可能性と重要性が承認されるとひきつづき次のような問題が生じる。照応する研究のありうべき範囲はいかなるものか、その方法論いかに、また特に比較の根拠の選択 (tertium comparationis [比較の第三項] の問題)。これらの問題には、微視的比較のレベルで通例行われる狭義の比較法学の場合と、広義の比較法学——すなわち巨視的比較——の場合とは多くの点で異なった解決が与えられる。

すでに指摘したように、狭義の比較法学とは、比較法的素材を広範に引用しながら実施する、ある特定の制度もしくは問題の研究をいう。このような研究は純粹に認識的な性格を有することもありうるが、微視的比較は通例実践的任務の解決と隣り合わせており、実践的・応用的方向性をそなえていることも稀ではない。資本主義社会と社会主義社会の経済的下部構造および政治システムにおける相異——それは当然に法律的上部構造と現行法の内容に反映されるのであるが——の故に、微視的比較のレベルにおける類型間比較は、ある一つの法的モデルにそなわっている法制度および法問題の多くが、他のモデルにおいて類似のものもしくは何かしら近接したものを有しないということによって制約をうけている。破産および不当競争の制度、私的コーポレーションの法的地位、反トラスト立法、失業に関連する問題の法的規制およびその他の多数の制度・問題を比較の基調に立って研究するイギリスの法律学者は、ソビエトの法体系の中に比較可能な類似のものを少しも見出しえないであろう。同じことは例えば、社会主義的所有の業務的管理権、裁判所における社会的告発人および社会的弁護人の制度、不労所得とのたたかいの法的形態等々を研究するソビエトの法律学者にとって イギリス法とのかかわりで生ずるであろう。

外的な微視的比較の領域における比較可能な制度・問題の数は、内的な微視的比較の領域におけるよりもいちじるしく少い。まさにこの点にこれらの二種の比較のあいだの相異の一つがある。

もう一つの相異は、比較可能な制度・問題の研究に際し内的比較は非常に屢々相似点の解明を導き出すのに反して、外的比較においては多くの場合相異点が前面にあらわれる点にある。しかしこのことも、第一の場合には同一類型の社会・経済的および政治的諸体系が比較されるのに反し、第二の場合には原理的に相異なる諸体系が比較されるのであることを考えれば十分納得が行く。

相異に重点がかかるということは外的比較の意義を少しもおとしめるものでないし、またそのありうべき効果を減殺するものでもない。事實は正反對なのである。現代比較法学は、類似性の探究の中に比較研究の基本的任務を見出していた過去の支配的見解を首尾よく克服しつつある。実践面からみて、相異を明かにすることは問題の別の解決があることを教え、そこに含まれる長所を参考にすることができるようになり、もしくは逆に自国における解決の正しさを確信しうるといったことだけから言っても、類似性を明らかにすることより有益なのである。またそれは理論的観点からしてもより有意義である、「というのはわれわれの日常的現実と異なる社会的現実が思索のための素材を与え、われわれの知識を豊かにしてくれる……結局のところ比較的研究の根底には、通例、対照という思想があるのである。」

かくして、われわれは「対照的比較」の概念にまで到達したのであるが、それは微視的比較からはじまり巨視的比較にいたるあらゆるレベルにおける外的な・類型間の比較の特徴づけに際して最も重要なものの一つなのである。ソビエト法学はこの概念に大きな意義を付与している。対照的比較の目的はある法体系が他の法体系に対して優越し

ていることを宣言する（西側において時に対照的比較の概念がそのように描き出される）ことにあるのではなく、類型を異にする・比較される諸法体系およびそれらの諸制度の社会的內容、役割および目的における原理的差異に注意を喚起するという点にある。このような基本的態度に立ちながらも、比較される諸法体系および諸法制度に対して進歩的であるか保守的か、発展したものであるか遅れたものなのか、また完成度の高・低等々に従って価値判断をくだすことは少しも排除されていない。それどころかそれは比較法学の任務の一つなのである。

外的比較に際しては、その根底に多様などころか対蹠的でさえある経済的・政治的原理が根底にひそむ諸法体系がとりあげられるのである以上、対照的アプローチの立場からは現象の法的形態のみに比較を限定してはならないのである。多様な社会的文脈の中で、類似の法律的形態のうらに多様な、または少くとも相異なる社会的內容がかくれていることがありうる。例示によって説明しよう。任意の売買のもっとも一般的な機能はその種類や法体系の類型をとわず、物と金との交換にある。このことから様々な民法システムにおける売買規定の類似性がもたらされる。もしもこの一般的規定のみにとどまるならば、資本主義法における売買と社会主義法におけるそれとの間に本質的相異はないとの結論に達することにもなるであろう。しかしながら、売買は私企業の経済の用具（資本主義のもとにおける）とも、また計画的配分の用具（社会主義のもとにおける）ともなりうるのである。このことから法人相互間の売上の規制において本質的な差異が生ずる。市民相互間の売買においてはその客体のありうべき範囲、契約の履行目的等々の点での差異も本質的である（たとえば、投機的な目的での売買は社会主義法によって禁じられている）。たとえ一般的な法律的メルクマールにおいて類似する法制度であったとしても（その類似性は任意の商品生産の一般的特徴によってもたらされている）、それは同時に社会的使命・機能の点で本質的差異をはらんでいる。一般化して次のように言うことができる――

類型間の比較は、対照される諸制度のもつとも身近かな法律的機能と究極的な社会的機能とを区分して考えることの必要性和密接に結びついている⁽⁸⁾、と。

外的な微視的比較を行う過程において相異を明示することの重要性について今のべたことは、同じ過程において類似の問題の類似の・そしてそれどころか全く同一の解決が見出されないということを意味するものではない。類似・同一の解決は殆んどすべての法部門において見出される。しかしながら第一に指摘したいことは、そのような類似の解決は類型をひとしくする法体系におけるよりもはるかに少数であるということである。第二には、社会的・経済的類型を異にする諸国の法にある類似の問題にくらべて類似の解決の方がその数が断然少いということである。様々な国における様々な理由によってこれらの類似の問題は別様に解決されているのである。

とは言うものの、問題それ自体が、様々な諸国の法において確定されている、ある唯一の合理的解決を客観的に命じている場合もある(たとえば、婚姻中に生れた子の父の推定)。

類型のいかに問わず発展した諸法体系において、歴史的に形成され・一般的承認をうけた法原則が用いられていることもまた同一の解決を生み出すものになる。そのような原則としてはたとえば「法の不知は何人にも口実を与えず」、「疑わしきは被告人の利益に」、「契約は守らるべし」、「法律なくして犯罪なし」、その他がある。

参加国を義務づける国際法上の統一もまた国内法における同一の解決へと導く。

ところで、付言しておかなければならないことは、法規範・法原則のかたちで確立された類似の解決であっても、相異なる法体系の有機構成部分としてみた場合、それらが相異なる特徴を帯びるのではないだろうかとの疑問が生ずるということである。本質的に言って、それは多様な諸体系の中においてこれらの法規範・法原則が果して同一に

理解され、解釈され、適用されるだろうかという問題である。

さきに指摘したように、⁽⁹⁾ 微視的比較は外国の経験をできれば利用したいとの実践的目的で実施されることが屢々である。一連の場合において、⁽⁹⁾ 外的な・類型的な微視的比較もまたこの目的のために役立ちうる。しかしその実践的（純粹に認識的のみならず）⁽¹⁰⁾ 有用性の程度はいくつかの条件にかかっている。このことについては有名な比較法学者ツヴァイゲルトの論文の一つ（G・プットファルケンとの共著）⁽¹⁰⁾ の中で注意が払われている。これらの著者達は根拠をもつて次のように想定している。ある問題の比較研究の実践的有用性を規定するものは、検討対象となっている諸法秩序における二つの要因の合致である。二つの要因とは、第一に比較法的分析の問題がそれをめぐって生じているところの現実の状況であり、第二に法的規制が課されている目的・任務である。もしもこれらの要因（たとえば、離婚件数の増大という状況、ならびに離婚の自由と家族の利益の保護とを合理的に統合したいとの立法者の意図）が類型^{タイプ}を異にする社会において合致するか接近しているかであれば、比較は大きな実践的効果をもたらすことができる。（著者達の表現によれば、その効果は「完全」である。）もしも合致するのが第一の要因（現実の状況）のみについてであれば、比較は「不完全」となるであろう。要因が二つともくいちがうとするならば、比較は一般に実践的意味あいにおいて展望のないものとなる。問題へのこのアプローチは注目にあたいる。

比較の根拠（tertium comparationis（比較の第三項））の選定に際しては二つの基本的な可能性がある。その一つはいわゆる「立法的比較」（用語としては「規範的比較」の方がよりふさわしい）であって、類似的な法的規範、制度、立法的法令が統一基準としてとりあげられる。もう一つはいわゆる「問題の比較」であり、まず一定の社会的問題が比較の共通項としてとりあげられ、そののちはじめていかなる法的（非法的もありうるが）手段の助けによってそれを解決するの

かが探究される。

「問題的比較」の賛同者達は理由をあげてその数多くの長所をたたえるのであるが、なかでも、この比較〔方式〕は社会学的方向性を有しているので比較的研究の問題群を豊富化し、法的規制と経済的及びその他の社会的要因との連関を一層はつきりと見定めることを可能にすることを指摘する。もちろんこのことから問題的比較が常に規範的比較よりもぞましいとのいささか行き過ぎた結論を下すべきではない。両方共存理由を有するのであり、立法的比較が問題的比較に内容的に近いものになることが稀でないだけになおさらである。

しかしながら、イギリス法とソビエト法との比較の分野では問題的比較が特別の意義を獲得することを強調しなければならぬ。そのことはこれら二つの法体系における法源の構造の本質的相異と結びついている。制定法の普及を念頭に置いたとしても、イギリスはやはり普通法Common Lawの国である。これと反対にソ連邦においては判例は法源でない。法律技術に関していえば、ソビエト法は普通法よりも大陸ヨーロッパ法体系にいちじるしく近い。これらすべてのことはイギリス法とソビエト法との比較に際して規範的アプローチをとることを困難にし、「問題的比較」が前面に押し出される。残念ながら、ソビエト法とイギリス法との比較的研究はまだ殆んど存在しない。ところが同時に、このような研究の発展のためのすべての前提条件は現に存在しており、そのような研究は両者にとって疑いもなく有益なものとなるであろう。

IV

狭義の比較法学とは異り、巨視的比較は問題範囲において無制約である。すでに指摘したように、その任務は外国

の総体としての諸法体系（法の諸部門）について語ることであり、また自国法には類似のものが無い諸制度について語ることも含まれてくる。そしてそれだけでなく、検討対象となっている諸体系にとって独自のもの、特殊なものを呈示するという役割がここでは特に意義をもつ。このことに照応して、このレベルでは対照的比較の役割がより一層増大する。巨視的比較は微視的比較ほどには実践的・応用的方向性をそなえておらず、その役割は、何よりもまずそして主として、理論的・認識的である。それは現代における法の発展の基本的法則性と傾向を明かにすることに貢献するという使命をおびている。広義の比較法学は法文化の向上のための、なかならず法律学教育のプロセスにおける重要なフアクターである。⁽¹⁾

様々な社会体系の法を対象とする巨視的比較にとっては一連の理論的・方法論的諸問題が発生する。最も重要なものの一つは類型区分に関する問題である。すでになされている分類やもろもろの観点について立ち入って論ずることは割愛するが、われわれの見解によれば、現代の法体系のグローバルな類型区分を法律的基準（たとえば法源の性格）を用いてなしとげることは不可能であることを指摘するにとどめたい。その場合、根幹に据えられなければならないのは、共存する社会的諸体系（諸構成体）の社会的・経済的構造の多様性である。この構造こそが照応する法類型の内容を規定するのである。

現代の諸法体系の基本的・第一次的類型区分は、一方における資本主義的法類型であり、他方における社会主義的なものである。この第一次的な類型区分の枠組から出発することによってはじめて、より詳細な分類——そこには法律的基準を用いたものも含まれる——が可能かつ合目的となるのである。⁽²⁾現代世界の法律地図を示すと称しながら社会主義的法類型を無視し、またはこれに対して適当でない位置づけを与えているような著作は、現代の比較法学の

学問的水準に即応していると主張することができない⁽²⁷⁾。

- (1) David R. *Les grands systèmes de droit contemporains*. Paris, 7^{ème} édition, 1978. (同書の英語訳 David R., Brierley J.E.C. *Major Legal Systems in the World Today*. London, 2nd ed, 1978.)
- (2) Eorsi G. *Comparative Civil (Private) Law ; Law Types, Law Groups, the Roads of Legal Development*. Budapest, 1979.
- (3) Cf. : David R. *Le droit comparé. Droits d'hier, droits de demain*. Paris, 1982, p. 16.
- (4) Gutteridge H. C. *Comparative Law. An Introduction to the Comparative Method of Legal Study and Research*. Cambridge, 2nd ed, 1949. [訳者注——早大比研叢書第一号「ガッターリッジ著水田義雄監訳『比較法』一九六四年、は同書の日本語版がある」]
- (5) Butler W.E. *Soviet Law*. London, 1983, p. 3.
- (6) Ancel M. *Utilité et méthodes du droit comparé*. Neuchtel, 1971, p. 66.
- (7) Ibidem.
- (8) 元の註記は「Cf. : Сталев Ж. Сравнительный метод в социалистической правовой науке. — Сборник “Сравнительное правоведение”, М., 1978. [スターノン「社会主義法学における比較方法」論文集『比較法学』モスクワ、一九七八年所収」]
- (9) この問題につき「第十一回国際比較法学大会（一九八二年、於カラカス）において「立法者による比較法の利用」というテーマを論議した結果、興味深い資料が得られた。」
- (10) Zweigert K., Kötz H.-J. *Possibilities of Comparing Analogous Institutions of Law in Different Social Systems. “Acta Juridica”*, Budapest, 1973, p.107-130.
- (11) シ連邦では法学部において「法の各分野のレベルで一連の比較法学的講義が行なわれている。フランスにおける比較法の類型を異にする諸法体系の比較について（トゥーローフ・直川）」

教育については次の文献を参照。David R. Les grands systèmes de droit contemporains. Paris, 1978.

- (12) ハザードは「社会主義国の法律学達はローマン法体系と普通法体系とを区分することに不賛成である」と考えている (Hazard J. Pourquoi le droit comparé?—Revue de droit international et de droit comparé, 1979, N 4.) が、これは根拠のないことである。社会主義国の文献で見出されるすべての分類において、根本的類型区分の枠内でローマン法族と普通法との区別が行なわれている。

- (13) Cf.: Derrett J. An Introduction to Legal Systems. London, 1968; Losano M. I grandi sistemi giuridici. Introduzione ai diritti europei ed extraeuropei. Torino, 1978.

訳者あとがき

本論文は、本研究所の創立三十周年を祝してソ連のトゥマーノフ (Владимир Александрович Туманов) 教授から寄せられたものである。体制を異にする隣国の研究者からこのような貴重な論文をいただくことができたことは国際学術交流を本旨とする本研究所にとって名譽なことであって、本研究所の国際的位置づけが高いものとなりつつあることの傍証であるといっても過言ではないであろう。この意味で寄稿者に深い感謝をささげたい。トゥマーノフ教授は現代ソ連における代表的な比較法学者・法理論家の一人であって、現在、ソ連科学アカデミー国家・法研究所の法理論セクション部長でありまた比較法国際アカデミー正会員でもある。

論文の主旨は、端的に言って、現代比較法学における最大の問題領域は類型を異にする法の比較にある、資本主義法と社会主義法との比較研究を一層盛んにしなければならないということに帰着するであろう。われわれの住む惑星

の上に類型^{タイプ}を異にする二大法体系群が現存することは今日誰しも否定しえないところである以上、この提言は学問的認識の観点からきわめてもつともといえる。しかし実は、そのことにとどまらず、近年ソ連・中国などの社会主義国で「ペレストロイカ（建てなおし）」や「現代化」の嵐が吹きあれている状況の中で、かの国の法律学界の側からもう一つの体制の法への関心があらためて盛上っていることも含意されているのではないだろうか。

用いられている道具概念としては、まず「微視的比較^{ミクロ比較}」、「巨視的比較^{マクロ比較}」があり、前者は「狭義の比較法学」、後者は「広義の比較法学」といいかえられている。また「内的比較」、「外的比較」という組み合わせもあり、前者は「同一類型内^{同一タイプ内}」の比較、後者は「類型間^{タイプ間}」の比較として説明されている。このような区分は必ずしも筆者の創意にかかるところではないにせよ、現在のところある意味ではあいまいな部分を追放しきれていない比較法学というものを整理して見直すために有益なアプローチであると言えることができる。さらに「類型^{タイプ}」という概念であるが、これは法体系（＝一国の法の、システムとしての総体）がいかなる社会・経済構成体の上部構造であるかを示すためのもので、本論文の立論の基礎となっており、その正確な理解が求められる。

行論の中には、比較法研究と外国法研究の区別をめぐる見解の披れきや、「比較の第三項」をめぐる問題提起、ソ連において比較法学は事柄の性質上革命以来常に存在していたことの指摘などがあり、興味深い。

本論文では、特にイギリス法とソビエト法の比較に言及されているが、それはこの論文が最初に報告として発表されたのはソ・英二国間法律家会議の席上であったことによる（筆者からの比研所長あて書簡）。

なお、本誌七巻二号所載論文、V・クラスニャンスキー「比較法学的方法の諸要素」が参考になるであろう。